

○湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例

昭和50年12月25日条例第36号

〔注〕平成20年3月から改正経過を注記した。

改正

平成20年3月26日条例第5号

平成27年6月23日条例第19号

湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害児者に対し医療費の一部を助成しもって重度心身障害児者の保健の向上に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「重度心身障害児者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち障害の程度が1級に該当するもの
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による手帳(以下身体障害者手帳という。)の交付を受けた者で、障害の程度が1級、又は2級に該当するもの
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が3級に該当し、かつ前年の所得(1月から7月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得。以下同じ。)に係る市町村民税が課せられていない世帯に属するもの
- (4) 療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児発725号)による療育手帳Aに該当するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、家族療養

費、療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。

4 この条例において、「医療機関等」とは医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する重度心身障害児者で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児者に該当したときの年齢が65歳未満である者又は平成18年7月31日以前に当該医療費の支給対象者となっていた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者は除く。

(支給の制限)

第4条 この条例により支給する医療費は次に掲げる場合には、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。ただし、対象者又は対象者が20歳未満の場合は対象者を監護する父若しくは母又は養育者（以下「対象者等」という。）が特別児童扶養手当の支給に関する法律第9条第1項に規定する被災者に該当する場合においてはこの限りでない。

(1) 対象者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(2) 対象者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者で主として当該対象者等の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(医療費の範囲)

第5条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法の規定により医療に関する給付（重度心身障害児者のうち第2条第1項第3号に該当する者にあっては入院にかかる医療費に限る。以下同じ。）が行なわれた場合において当該医療に要する費用のうち、対象者等が負担する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるときは、この条例に優先するものとする。

(支給方法)

第6条 この条例に基づく医療費の支給は対象者等の請求に基づき行なう。

2 前項の規定にかかわらず町長は医療費として当該対象者等に支給すべき額の限度において、その者が医療に関し医療機関等に支払うべき費用をその者に代り当該医療機関等に支払うことがで

きる。

3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている給付対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。

4 前2項の規定による支払があったときは、当該対象者等に対し医療費の支給があつたものとみなす。

(受給資格の認定)

第7条 対象者は、重度心身障害児者医療費受給資格について第3条の要件に該当し並びに第4条の支給制限を受ける者に該当しないことについて町長の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第8条 町長は、前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し規則で定めるところにより受給資格者であることを示す受給者証を交付するものとする。

2 受給資格者は、医療機関等において療養を受ける際に当該受給者証を提示しなければならない。

(届出)

第9条 受給資格として認定された者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第10条 町長は偽り、その他不正行為により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からすでに支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、第3条の規定する対象者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、すでに支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月25日条例第2号）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 施行日前に行われた医療に係る重度心身障害児者医療費の支給についてはなお従前の例による。

附 則（昭和62年4月10日条例第4号）

この条例は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（平成8年7月16日条例第23号）

- 1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月31日条例第12号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月23日条例第19号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の湯浅町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例の規定は、平成27年8月1日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。